

令和5年第11回南城市教育委員会会議定例会

日時：2023/11/29 15:02～16:33

場所：南城市役所2階219会議室

出席者：教育長 具志堅兼栄、教育委員 知念夏奈子、教育委員 嶺井秀夫、教育委員 糸数洋、教育委員 伊集盛助、教育部長 宮城光也、教育部参事 與儀毅、教育総務課長 知念弘樹、教育指導課長 與那嶺昭枝、生涯学習課長 島袋学、教育施設課長 親川健治、指導主事 國仲貴光、教育主事 根路銘みどり、文化課主幹係長 仲村孝士、教育総務課主幹兼係長 大田徹（事務局）

議事日程

- (1) 教育長報告 教育部長及び各課の業務報告
 - (2) 議案第32号 南城市就学援助規則の一部を改正する規則
 - 議案第33号 南城市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示
 - 議案第34号 令和4年度南城市の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書の提出及び公表について
- 追加議案
- 議案第35号 南城市議会を経るべき議案についての意見の決定について（南城市体育施設条例の一部を改正する条例について）

その他

○教育長 具志堅兼栄

ただいまから令和5年第11回南城市教育委員会会議定例会を開会致します。

本日の署名委員は糸数委員を指名します。

日程については、お手元に配付しております日程表の通り進めて参りますのでよろしくお願ひします。

それでは初めに教育長業務報告及び各課業務報告を行います。

なお業務報告につきましては、事前に委員の皆さんに配付をしておりますので、この内容等について、ご確認、ご質問がありましたらお願いいたします。

○教育委員 糸数洋

お願いします。

教育指導課の11月2日の学校備品の入札について、納期限が令和6年1月31日とあります。これで少し気になったのは、この時期に備品の入札を行うということは、もうほぼ年度も残り少なく、納期限の1月というのはもうまとめの段階に入っているのですが、備品の有効活用という観点からすると、遅すぎるのではないかと気になります。

○教育指導課長 與那嶺昭枝

例年、この流れでやっておりますが、次年度は予算が決まった時点で、早めに行えるように調整していきたいと思っております。

○教育長 具志堅兼栄

他にございますか。

○教育委員 知念夏奈子

生涯学習課の11月30日開催のボランティア団体との意見交換会の内容についてお伺いし

ます。

○教育部長 宮城光也

意見交換会の対象となる各地域の4団体との意見交換会となります。この活動内容とか、課題とかですね、そういう意見交換をしていこうという内容ですが、当初、30日に予定していたのですが、議会等々の事前調整等があつてですね、12月の方に延期をしております。今のところ12日の方向で調整をしてるということで聞いております。

○教育長 具志堅兼栄

他にございますか。

○教育委員 嶺井秀夫

教育指導課の11月22日開催の第2回南城市校長研修会の研修内容を教えていただきたい。

○教育指導課長 與那嶺昭枝

医療ケア児の対応等を管理職の方へ認識してもらうため、県教育庁県立学校教育課の主任指導主事を招いての特別支援教育の研修会を行っております。

○教育部参事 與儀毅

付け加えて説明します。

この講習研修会について年間で行っているものは、特別支援に特化した研修を想定した形の研修会になっております。

○教育長 具志堅兼栄

よろしいですか。

他にございますか。

○教育委員 嶺井秀夫

文化課の11月14日、歴史文化発信拠点県外類似施設視察がありますが、その内容について教えていただきたい。

○教育部長 宮城光也

現在、歴史文化発信拠点施設整備の検討をしまして、庁内検討委員会とまた外部の専門家と両方で検討委員会を進めています。

その検討委員会の代表する方々と私も含めた事務局で県外の大野城市、壱岐市、宗形市のそれぞれの歴史博物館を視察してきました。

○教育長 具志堅兼栄

他にございますか。

他にないようですので、報告についてはこれで閉めさせていただきます。

これから議事に入ります。議事についても事前に資料を配付しておりますので、その内容について、これから進めて参ります。

議案第32号南城市就学援助規則の一部を改正する規則を上程します。

関係課長の説明をお願いします。

教育総務課長より議案第32号南城市就学援助規則の一部を改正する規則について説明あり

○教育長 具志堅兼栄

ただいま説明があつた事項についてご質疑、ご意見がありましたらお願いします。

○教育委員 伊集盛助

文章としてなのですが、これ教育長に申請しなければならないんですよ。

これ、校長経由するとしても最終的には教育長ですよ。ですから第5条の「就学援助を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、毎年度、別に定める申請書に必要な書類を添付し、教育長に直接、又は児童生徒が在学する若しくは入学予定者が入学する予定の学校の長（以下「校長」という。）に申請しなければならない。」とありますが、「教育長に申請しなければならない」と、最初にそれを持ってきて、今度、ただしとして、「ただし、児童生徒が在学若しくは入学を予定する学校の校長を経由して、教育長に申請することができる」とし、もう最初にすぐ「教育長申請しなければならない」というふうに持ってきた方がわかりやすいかと思いますが、いかがでしょうか。

○教育総務課長 知念弘樹

こちらの部分については、事務局としても、この文言で問題ないだろうということで決定をしているのですが、委員の皆様から少し読み取りづらいということであれば、修正について検討してもよいかと考えております。

休憩
再開

○教育委員 伊集盛助

8条の改正案の下線部なんですけれども。

「教育長直接又は校長に届け出なければならない」とありますが、「校長を経由して教育長に」という部分が必要になるのではないのでしょうか。「教育長に直接又は校長に」となると、間接的という意味になると思います。「教育長に直接又は校長を経由して教育長に」でないと、何か文章としてもおかしくなると思いますが、実際経由して教育長に届け出なければならないってことですよ。

休憩
再開

○教育総務課長 知念弘樹

こちらは申請の経過上の行為ですので、もちろん届け出た後は校長から経由されて教育長に提出されるということになっておりますのでそれで、「経由」という文言を省いているおります。

○教育長 具志堅兼栄

よろしいですか。
他にございますか。

○教育委員 知念夏奈子

これまででは、学校長経由することで一旦学校の事務室を通して申請することで、学校の事務の方が申請の有無を把握できていたのかなと思うんですが、そういった部分は学校と教育委員会とでどのように共有するのでしょうか。

○教育総務課長 知念弘樹

先ほども申し上げました通り、ある程度の期間、スパンを設けて、適宜連携をとって情報を共有したいと考えています。

○教育委員 知念夏奈子

共有されるのは認定された方だけなのか、非認定になった方も含めて共有されるのでしょうか

○教育長 具志堅兼栄

先ほども私の方で説明しましたが、第6条で、「教育長は、認定の可否を決定したときは、当該決定の内容を校長及び申請者に通知するものとする」となっております。ですので、申請をした方の決定の可否については校長にも連絡がいくことになっております。ただ、申請をしてなかったものについては、当然教育委員会としても把握されてませんので、その学校としてはこの認定の可否を見て、漏れてる方もいるんだということであれば、その辺の手続きを促すことは可能です。

ただ学校としてもこれだけの人数がおりますので、少ない学校はいいんですが、規模の大きい学校になると、やはりチェックも厳しいのかなと思いますので、基本的には自己責任の中で、事を進めていくということもお願いする必要があるだろうなと思います。

他にありますか。

他にないようですので、これで質疑を終わります。

議案第32号南城市就学援助規則の一部を改正する規則を採決します。

お諮りします。

本案は原案の通り可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って議案第32号南城市就学援助規則の一部を改正する規則は、原案の通り可決されました。

続きまして議案第33号南城市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示についてを上程します。

事務局の説明を求めます。

教育総務課長より議案第33号南城市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示について説明あり

休憩

再開

○教育長 具志堅兼栄

事務取扱要綱の一部を改正する告示についてご質疑ありますか。

○教育委員 伊集盛助

18ページの第3条の改正案の方なんですけども、この条文で「同一生計にある者全員に係る申請日の属する年度分の総所得金額から所得控除の対象となる社会保険料控除額、生命保険料控除額及び地震保険料控除額を控除した額とする。」となっておりますが、主語が欠けているように思います。上に(世帯収入の算出)という見出しはあるんですけど、この第3条の文言の中には、この主語の部分ですね、現行では、「世帯の収入は」と主語が記載されていますが、改正案の方には、主語となる記載がないので何か文章としてちょっと成り立つのか疑問に感じます。

○教育総務課長 知念弘樹

こちらにつきましても他市町村の例規や例規担当者とも確認し、複雑にいろいろ書かれてい

る部分を除いて、この表現で理解できるのではないかと判断しました。

○教育委員 伊集盛助

見出しの部分ってのはあくまで見出しであって、本文にも主語を表記しないと文章として成立しないのではないですか。

○教育部長 宮城光也

確かにおっしゃるとおりですが、文面によっては主語がない表現もあり得ます。

○教育委員 伊集盛助

なんか、現行のやつだったらパッとわかるのですが、改正案も主語を入れることで何かおかしくなりますか。

休憩

再開

○教育長 具志堅兼栄

この部分の表現については、主語を入れ込むかどうかも含めて、一任をさせていただければ助かります。

○教育委員 伊集盛助はい。

よろしくをお願いします。

○教育長 具志堅兼栄

他にございますか。

他にないようですので、議案第33号南城市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示を採決します。

お諮りします。

本案は原案の通り可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って議案第33号南城市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示は、原案の通り可決、可決されました。

つづいて、議案第34号令和4年度南城市の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書の提出及び公表についてを上程します。

事務局担当から説明を求めます。

教育総務課長より、議案第34号令和4年度南城市の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書の提出及び公表について説明あり

○教育長 具志堅兼栄

休憩

再開

○教育長 具志堅兼栄

この報告報告書について、確認したいことがあればお願いします。

○教育委員 嶺井秀夫

今回評価が出てるのが10事務事業となっておりますが、委員会はたくさんの事業がありますので、事務局の方で絞り込んでいると思います。

この10事業はその年の重点だったという理解でよろしいでしょうか。

○教育総務課長 知念弘樹

今回各課から上がった部分を精査して施策と照らし合せ、重点事業であろうという事業を精選し、評価いただいております。

○教育長 具志堅兼栄

よろしいですか。

他に何かございませんか。

よろしいですか。

はいこれで質疑を終わります。

議案第34号令和4年度南城市の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書の提出及び公表について採決します。

お諮りします。

本案は南城市教育事務点検評価委員会より提出をされた報告書の通り可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って議案第34号令和4年度南城市の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書の提出及び公表については、報告書の通り可決されました。

休憩

再開

○教育長 具志堅兼栄

追加で提出いたしました、議案第35号南城市議会を経るべき議案についての意見の決定について「南城市体育施設条例の一部を改正する条例」について、上程いたします。

事務局の説明を求めます。

生涯学習課長より、議案第35号南城市議会を経るべき議案についての意見の決定について「南城市体育施設条例の一部を改正する条例」について説明あり

休憩

再開

○教育長 具志堅兼栄

質疑はございませんか。

○教育委員 知念夏奈子

南城市海野漁港多目的広場の体育施設の用途について、お伺いします。

○生涯学習課長 島袋学

主に少年サッカーの活動の場としての用途が大きいですので、体育施設としての活用が大きいということで、今回体育施設に加えております。

○教育長 具志堅兼栄
よろしいですか。
他にございますか。

○教育委員 伊集盛助
海野漁港多目的広場という、板馬のくらし広場のことですね。
この施設に加わるとなると、料金使用料が発生するということになりますか。

○生涯学習課長 島袋学
料金は発生します。

○教育委員 伊集盛助
これまで無料だったのが、これからは料金が発生するということですか。

○生涯学習課長 島袋学
おっしゃる通りです。

休憩
再開

○教育長 具志堅兼栄
他にございますか。
ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。
議案第35号南城市議会を経るべき議案についての意見の決定について「南城市体育施設条例の一部を改正する条例」についてを採決します。
お諮りします。
本案は原案の通り可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)
異議なしと認めます。
従って議案第35号南城市議会を経るべき議案についての意見の決定について「南城市体育施設条例の一部を改正する条例」については原案の通り可決されました。

議案については、これで全議案が終了いたしました。
その他として委員の皆さんから何かございましたらお受けしたいと思います。
何かございますか。

ないようですので事務局より、次回の教育委員会会議の日程についてお願いします。

○教育総務課長 知念弘樹
次回12月の定例会につきましては、12月25日の月曜日、午後3時から215会議室での開催を予定しておりますが、委員の皆様のスケジュール等はいかがでしょうか。

○教育長 具志堅兼栄
クリスマスですが、よろしいですか。
よろしいでしょうか。

それでは次回の定例会については、令和5年12月25日月曜日の15時から市役所2階215会議室で開催しますのでよろしくをお願いします。

これで本日の日程は全部終了しました。
以上で第11回南城市教育委員会会議定例会を閉会します。

平成5年12月20日調整
南城市教育委員会

議事録署名 京教洋

作成者 大田 徹